

包括外部監査の結果に係る措置通知について

1 措置通知があった包括外部監査

平成22年度	「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」
平成25年度	「市の債権事務の執行について」
平成27年度	「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」
平成28年度	「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」
平成29年度	「生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成30年8月31日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局生涯学習課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(61 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(起案書の記載不備について)</p> <p>常磐公民館耐震補強工事他 1 工事に関し、起案書の決裁状況を確認した結果、起案書に決裁日等の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反しているものが散見された。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>決裁後の施行にあたり、決裁日等の記入を失念していたためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>事業のすべての起案書に決裁日を記載しました。</p> <p>今後は、いわき市文書等管理規程に基づき、決裁後の起案文書に決裁年月日の記載を徹底します。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局生涯学習課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(62 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(常磐公民館耐震補強工事における随意契約確認表について)</p> <p>随意契約の内容について、担当課 2 名による確認が実施されている。随意契約確認表にはその理由が記載されており、工期短縮期間を明記しているが、標準工期 431 日間のところ、随意契約時の所要工期は 421 日と算定されており、10 日短縮と記載すべきところ、約 20 日間短縮と記載を誤っており、チェックの徹底が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>随意契約確認表の作成時において記載を誤り、起案文書を回付する中で確認の漏れが生じたためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後は、同様の誤りが生じないように、複数の職員がチェックを行うことにより、再発防止に努めて参ります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局生涯学習課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(62 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(指定管理者施設管理状況評価票における収支状況について)</p> <p>ホームページで公表されている指定管理者の施設管理状況評価票において、その中の「4. 使用料・利用料・経費の推移 (決算額)」の収支と、先方が作成している決算実績値との間で差異が生じている。収支は、当年度の業績評価や次年度の予算設定において重要であり、いわき市教育文化事業団に適切な報告を行わせるとともに、市側も適切な数値は何かを十分確認し公表を行う必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>市では、指定管理者から提出された決算調書に基づき、ホームページで収支を公表しておりました。</p> <p>これには、当該施設の管理経費に、指定管理者事務局分の経費が含まれておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 29 年度決算分からは、当該施設の管理経費分のみで公表することとしました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局生涯学習課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(63 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(公民館運営審議会の開催について)</p> <p>いわき市公民館条例第 10 条 (公民館運営審議会) において、運営審議会の委員の資格や定数が定められている。運営審議会開催報告書をレビューした結果、四倉地区について委員は 8 名とされているところ、平成 28 年度開催された第 2 回運営審議会においては 4 名のみ出席であり、定足数を満たしていない。規則違反であり、開催日の当日の変更も含めて対処すべきであった。今後十分留意する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該公民館運営審議会については、委員 8 名のうち当初 7 名が出席予定であったが、開催直前になり 3 名の委員より急きょ欠席の連絡を受けました。案件が報告事項のみであったことから、委員 4 名で開催したものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>いわき市公民館運営審議会規則に則り、適正に会議を開催するよう、平成 30 年 4 月 26 日付で、「平成 30 年度公民館運営審議会の開催報告について (依頼)」を通知したところであり、今後も十分注意するよう指導して参ります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局いわき総合図書館

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(82 頁) 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について (いわき総合図書館施設維持管理業務について) 委託業務は、清掃業務、点検業務等である。このうち、点検業務に関して作業の都度、実施写真を報告書に添付して提出することが義務付けられているが、守られていないケースが散見される。委託先への指導の徹底が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因] 契約内容の周知及び書類提出時の確認不足により、業務報告時における実施写真の添付漏れがあったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策] 今後は、同様の事例が生じることのないよう契約内容を周知し、報告時に必要な添付書類の確認を行うことを徹底することとしました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局いわき総合図書館

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(82 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(図書システムの情報セキュリティについて)</p> <p>「いわき市情報セキュリティ基本方針」の項目第 9 によれば、情報セキュリティ対策として、5 つの方針 (①物理的情報セキュリティ対策、②人的情報セキュリティ対策、③技術的情報セキュリティ対策、④運用における情報セキュリティ対策、⑤緊急時における情報セキュリティ対策) を掲げているが各々に不備があった。図書館は、登録手続、貸出・返却手続、自動倉庫の本の入出庫の業務、各図書館等とのオンラインシステム等情報の大部分を図書システムに依存しており、これが阻害されれば、図書館の機能の大部分が一時的に停止すると考えられ、早急な対策が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>図書館情報システムの情報セキュリティに関しては、「いわき市情報セキュリティポリシー」を遵守して運営に努めておりますが、対応が十分でない部分がありました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>①物理的情報セキュリティ対策として、サーバー室の入退出に関しては体制を整え、保管していた備品もサーバー室から取り出しました。</p> <p>②人的情報セキュリティ対策として、市職員と委託職員のログイン ID とパスワードを区別し、委託職員のアクセスを制限しました。</p> <p>③技術的情報セキュリティ対策に関しては、市職員と委託職員の図書館情報システムへのログイン ID、パスワードを区別することによって、システムへのアクセス権限を規制しました。</p> <p>④運用における情報セキュリティ対策及び⑤緊急時における情報セキュリティ対策に関しては、図書館情報システムの環境要件やセキュリティ要件の向上に取り組むこととしました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局いわき総合図書館

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(84 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について (備品管理について)</p> <p>現状、「備品台帳一覧表」に基づいてシステム上の管理のみを実施しており、定期的・計画的な棚卸は実施していないとのことである。適正な資産管理の観点から、定期的・計画的な棚卸の実施が必要である。また、資産を特定する備品整理票が現状、一部資産のみに貼付されているが、財務規則の規定に基づいて網羅的に実施する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>備品管理において、定期的・計画的な実物確認を実施しておりませんでした。また、備品整理票の貼付が十分でありませんでした。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>備品の現状について把握するため、現物と備品台帳との照合を定期的・計画的に行うこととしました。また、備品整理票の貼付漏れのあるものについては貼付等を順次、進めております。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室文化振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(100 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について (指定管理者から提示される収支実績について(収支実績のチェック))</p> <p>いわき市市民会館条例では、指定管理者は、事業報告書(管理業務の実施状況、管理経費の収支状況等)を作成し、市長に提出しなければならない。平成 28 年度において、管理経費の収支状況は、収入(指定管理料)62,640 千円に対して支出 60,215 千円となっており、2,424 千円の収入超過であった。その後収入超過の取り扱いについて質問したところ、消費税の算定・集計を誤っていることが判明した。また、ホームページでの「指定管理者による施設管理状況評価票」の収支金額でもそのままの数値で公表されている。なお、現時点での収支実績書の収入超過は 721 円である。</p> <p>いわき市市民会館条例では、事業報告書等の提出時期を規定しているが、提出内容については、担当者が検証すべきであり誤りを是正、再提出を求め、保管する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>指定管理者の収支の管理が正確でなく、また担当者による確認作業がなされなかったためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>指定管理者への収支管理の指導を徹底するとともに、定期的に報告を受けることとしました。</p> <p>また、平成 29 年度については誤りは確認できませんでしたが、年度の事業報告書について誤りを確認した際には、是正、再提出を求め、保管することとしました。</p> <p>なお、平成 28 年度の事業報告書については誤りを是正した報告書の提出を受けております。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室文化振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(101 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(起案書の記載不備について)</p> <p>市内遺跡発掘調査(報告書作成)業務委託の見積結果報告兼契約締結伺に関し、決裁状況を確認した結果、決裁日の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反している。</p> <p>決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>決裁後の施行にあたり、決裁日等の記入を失念していたためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>起案書に決裁日を記載しました。</p> <p>また、決裁文書については、いわき市文書等管理規程に従い、決裁文書を簿冊に綴じる際には連動して、決裁欄に決裁日の記載が漏れていないか必ず確認するよう徹底を図ることとしました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室文化振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(101 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(指定管理者による施設管理状況評価票の収支状況について)</p> <p>ホームページで公表されている「指定管理者による施設管理状況評価票」において、その中の「4. 使用料・利用料・経費の推移(決算額)」の収支と、先方が作成の決算実績値との間で相違が生じている。収支は、当年度の業績評価や次年度の予算設定において重要であり、いわき市教育文化事業団に適切な報告を行わせるとともに、市側も適切な数値は何かを十分確認した上で公表を行う必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>市では、指定管理者から提出された決算調書に基づき、ホームページで収支を公表しておりますが、これには、当該施設の管理経費に、指定管理者の事務局調整や事務経費が含まれておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 29 年度決算分からは、当該施設の管理経費分のみで公表することとしました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室いわき芸術文化交流館

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(135 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(外部評価機関による事業運営評価調査報告書について)</p> <p>平成 20 年度より、アリオスの事業運営評価を行うことを目的として、外部評価機関との間で事業運営評価調査実施業務委託を毎年締結しているが、その成果品について、データ版はあるものの、製本版が平成 25 年度までのものしか入手されていない。製本された報告書が成果品であり、それを確認した上で支払が行われるべきである。</p> <p>また、報告書を関係課等へ回覧し、情報共有される必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該報告書については、当初は、委託先と内容を確認した上で製本化する予定とし、データ上での確認まで行いましたが、その活用にあたって、データ版の状態が支障がなかったことから、その後、製本化がされないままとなっております。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 26 年度までの報告書については製本化済みであり、27 年度以降についても早急に製本化作業を行うこととし、9 月までには全て製本化の見込みです。</p> <p>今後は、毎年度、内容を確認し製本化した時点で委託完了とします。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室スポーツ振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)				
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア	
	意見または要望とする事項	措置した内容等		
	<p>(153 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(スポーツ振興課における補助金の取扱いについて)</p> <p>スポーツ振興課における補助金のうち、いわきサンシャインマラソン補助金及びサイクルフェスティバル補助金については、平成 28 年度の対象事業において、それぞれ 1,280 千円、252 千円が残金として翌年度に繰り越すとされている。</p> <p>これらの対象事業は補助金のほかに大会参加料等の収入があり、また、補助対象経費が補助金要綱等で明確に定められていないことから、当該残金を補助金の返還として受け入れるべきか否かが不明確となっている。</p> <p>補助金の適正な執行を促すためにも、個別の交付要綱の制定が必要とされ、補助対象経費等を明確にしたうえで、補助金対象経費に変更がある場合には、補助対象事業計画の変更等を受けて、補助金の返還を受けることが必要であると考えます。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>いわきサンシャインマラソンに係る補助金につきましては個別の補助金交付要綱、また、サイクルフェスティバルに係る補助金につきましてはいわき市補助金等交付規則に基づき、事務的に例年通りの処理をしていたことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>サイクルフェスティバルに係る補助金につきましては、平成 30 年 4 月に、補助対象経費を明確化した個別の補助金交付要綱を制定したところであり、いわきサンシャインマラソンに係る補助金については、平成 30 年度において、現行の補助金交付要綱を改定することとし、現在改定作業(補助対象経費の明確化)を進めているところです。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室スポーツ振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(153 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(スポーツ振興課における決裁文書の記載等について)</p> <p>スポーツ振興課における決裁文書に決裁日付の記載のないものが散見され、いわき市文書等管理規程に違反している。</p> <p>押印決裁起案の場合にあっては決裁後の起案文書に決裁者が決裁した年月日を記入することが規定されている。決裁に基づき、確実に施行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>スポーツ振興課員に、いわき市文書等管理規程が十分に理解されておらず、公文書作成にあたり必要な事務処理に対する共通認識が徹底されていなかったことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>全ての起案書に決裁日を記載しました。</p> <p>また、いわき市文書等管理規程を課員に配布し、当該規程に定められた事項について、改めて理解を促したほか、各係長を中心に、公文書作成にあたって適正に事務を行うよう指導したところです。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室スポーツ振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(153 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(U-15 野球ワールドカップ国内実行委員会負担金に係る覚書締結の起案書について)</p> <p>U-15 野球ワールドカップ国内実行委員会負担金は、いわき市から日本野球連盟に直接支払われているものであり、その支払事務にあたっては、市における予算措置や日本野球連盟からの請求に基づくいわき市職務権限規程に定める決裁区分に則った支出負担行為兼支出命令を行い、適正に執行されているところであるが、別途日本野球連盟の要請による、支払期日を定めた覚書の締結に係る起案書についても、いわき市様式で作成し、いわき市職務権限規程に基づく決裁区分とすべきところを、開催支援委員会様式で作成し、開催支援委員会事務局課長決裁として処理されている。適正な決裁手続の実施が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>国内実行委員会への負担金につきましては、請求書を受理した時点で、当該請求書に基づき、市が直接支払うことが可能なものであり、本来必要としない支払期日を定める覚書について、誤って開催支援委員会様式で起案してしまつたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>決裁区分を規定した職務権限規程を、スポーツ振興課職員全員で再度確認し、起案書を回送する段階で、課長、課長補佐及び係長を中心とした複層的なチェックをすることで適正な決裁手続を担保することとしました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局生涯学習課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(61 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(設計金額の算定について)</p> <p>内郷公民館冷暖房(空調)給排水管理業務委託他 2 業務委託について、設計金額が人件費及び固定費の合計費用の積算額に過去 3 回の平均落札率を乗じて算定されていた。これでは積算金額の一部を控除して算定されることになり、適正価格での発注を阻害することになり、今後の設計に当たっては留意が必要である。なお、平成 29 年 2 月 15 日に財政部長より、上記の算定は不適切なものであるという通知を受け、平成 29 年度からの設計にあたってはその通知に基づき運用されている。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>過去の業務委託契約における設計金額と契約額の差額を鑑みて、人件費及び固定費の合計費用の積算額に過去 3 回の平均落札率を乗じて算定しておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 29 年度からの業務委託契約に係る設計金額の算定においては、既に平均落札率を乗じず、適正な算定方法に改善しております。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局生涯学習課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(62 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について (生涯学習プラザの再委託について)</p> <p>生涯学習プラザの主要事業の一つに、IT に関連した学習支援事業がある。生涯学習プラザは、いわき市教育文化事業団が指定管理者となり業務を行っているが、IT に関連した学習支援業務は再委託している。基本協定書第 15 条第 1 項「再委託の禁止」の規定に基づき、再委託が可能な業務は仕様書で定められているが当該業務の記載はない。但し、それ以外であっても「但し、予め甲の承諾を得たときはこの限りではない。」として再委託の余地が残されており、協定締結段階で当該業務の再委託に関して協議されていると考えられるが、その経過を記した文書がない。当該事項は例外事項でありその経緯を文書で残すことが望ましいと考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>IT に関連した学習支援業務の再委託については、例年、年度協定締結に係る事務打合せの中で協議・承諾をしておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 30 年度は、業務の再委託について、生涯学習プラザと協議依頼書及び承諾書を取り交わしました。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局生涯学習課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(63 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(生涯学習プラザ管理運営費(ティーワンビル共益費)の支払期日について)</p> <p>ティーワンビル共益費の支払期日について、ティーワンビル管理規約では「当月分は前月の末日までに一括して徴収する。」こととされている(第 70 条第 1 項)が、実際には当月初めに支払われている。これは、ティーワンビルの区分所有者が多いため、管理組合の事務都合から請求書の発行が当月にずれ込み、区分所有者の一人である市もそれに基づき支払っているためとのことであるが、市の対応としては、現在管理規約違反となっている状況を是正するよう、ティーワンビル管理組合に働きかけを行うことが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>管理組合の事務都合から、ティーワンビル共益費の請求書の発行が当月にずれ込み、市としては請求に基づき支払っておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 30 年 5 月 29 日に開催された平成 30 年度ティーワンビル管理組合総会及び施設部会において議決された共益費について、請求書の発行を早めるようティーワンビル管理組合に働きかけを行いました。</p> <p>その結果、規約どおりに前月に支払うことになりました。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局生涯学習課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(64 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(公民館運営審議会開催報告書の記載事項について)</p> <p>運営審議会開催後、審議の議事を記した運営審議会開催報告書が作成されるが、レビューした結果、以下の議事録作成の基本的事項につき不十分であり、今後改善が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運営審議会開催報告書での出席者氏名等の記載 ② 閉会時間の記載 ③ 協議・報告事項の明確化 	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>「公民館運営審議会開催報告書」は、統一した様式を使用しておりますが、その項目ごとの具体的な記載内容を示していなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 30 年度から報告書の様式を一部変更するとともに、平成 30 年 6 月 18 日付で、「平成 30 年度公民館運営審議会開催報告書作成時の留意事項について」により、報告書作成時の留意事項を通知したところです。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局生涯学習課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(64 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(生涯学習課での公民館運営審議会開催報告書の検印について)</p> <p>運営審議会開催報告書は、生涯学習課に提出・回覧され関係者が検印をしている。2 地区のものに関しては、課長・係長等最低限の承認者の検印しかなく全員に回覧されなかったものと思われる。今後は、情報共有の意味で常に関係者全員に回覧されることが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>日頃、公民館運営審議会開催報告書については、全員で回覧し、情報共有を図っていますが、ご指摘のあった 2 地区については、業務繁忙等により一部回覧が漏れてしまったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>回覧漏れを防止するため、平成 30 年度からは、担当者が全員の回覧 (検印) を確認した上で、文書ファイルに保存するよう事務を改善したところです。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局生涯学習課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(64 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について (事業計画と公民館運営審議会での審議内容について)</p> <p>公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ各種の事業の企画実施につき調査審議を行うものとされるが、その過程で当然公民館の年間を通した全体の事業活動評価を行うものとする。運営審議会開催報告書及び添付資料を確認する中で、以下の事項の中で検討すべき点が見られ、生涯学習課での各運営審議会のモニタリング、公民館館長・職員や審議会委員等の公民館活動に対する意識等、さらなる向上が望まれる。</p> <p>① 事業計画について</p> <p>公民館における事業計画とは、各公民館が主催する市民講座計画だけでなく、生涯学習課の施策を反映した事業も含んだ年度全体計画としてまとめたものとするが、そうならない公民館も散見された。また、フォームや記載内容の不統一なところも散見され統一が望まれる。</p> <p>② 公民館運営審議会での年間事業報告に関する審議について</p> <p>年間事業報告書の作成は任意であるが作成され、運営審議会での報告審議されているところもある。作成していない公民館があれば作成し運営審議会での審議されることが望まれる。</p> <p>③ 土曜学習推進事業及びいわき防災サマー</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>① 公民館運営審議会は、公民館の各種事業の企画実施につき調査審議する機関であり、各地域の実情に応じた課題やテーマについて館長が諮問し、意見をいただいているところです。そのため、審議会によって審議内容に違いがあると同時に、地域性、多様性を尊重する観点から、具体的な審議内容や報告書の全てについては統一しておりません。</p> <p>② ①と同様に、具体的な審議内容や報告書の全てについては統一しておりません。</p> <p>③ 「土曜学習推進事業」及び「いわき防災サマーキャンプ事業」は、一部の地区で実施していた事業であり、未実施の地区の公民館運営審議会での議題として取り上げることは任意であると考えます。</p> <p>なお、土曜学習推進事業は「いわき市土曜学習活動運営委員会」を、いわき防災サマーキャンプ事業は「いわき防災サマーキャンプ実行委員会」をそれぞれ設置して、協議しているところです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>①～③ (共通)</p> <p>全ての公民館において、公民館運営審議会開催報告書の共有を図るとともに、審議会に報告すべき事項や会議資料に盛り込むべき内容を</p>		

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>キャンプ事業についての審議について 両事業は、市民講座ではないが生涯学習課の平成 28 年度の施策にも取り上げられているものであるが、運営審議会開催報告書を見た限りでは取り上げられていない運営審議会が存在していた。</p>	<p>示していきたいと考えております。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局生涯学習課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(66 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(受講者が多い事業の把握について)</p> <p>各公民館の毎月の事業の実施状況は、月次事業実施報告書で対象区分毎(青少年・家庭教育等)に日時・内容・会場・講師等・男女別参加人数として記載され、それを対象毎に集計、月次の集計結果が年度集計表としてまとめられ、中央公民館・生涯学習課に提出され、各公民館の対象区分毎の事業の傾向は把握できる。しかし、各公民館の個別事業を全体の公民館で横串し集計したデータは作成されていないので、全体としてどのような事業に対して受講者数が多いのかがわからない状況である。ある地区の事業において他地区からの受講者がいることも多く、横串したデータを作成し全公民館で受講者が多い事業を把握し、それを連絡調整館や生涯学習プラザで開催できれば、全体として市民の公民館に対する利便性も増加できるものとする。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>講座の実施にあたっては、地域課題を踏まえることなどが重要であることから、連絡調整館単位での情報共有が主となっております。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>魅力ある講座は、その地域で行われるからこそのものであって、画一的に行うことが必ずしも市民の利便性につながるとは限らないと考えますが、よりよい講座づくりを進めるため、全公民館が各地区の公民館運営審議会開催報告書などにより、情報を共有し、講座の企画実施の参考にしていきたいと考えております。</p> <p>なお、全公民館の月別事業実施状況(対象者区分、講座名、参加者数等)については、公民館職員全員が閲覧可能なイントラネット上のファイルサーバーに保存し、情報共有することいたしました。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局生涯学習課

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(67 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(中央公民館での投書箱設置について)</p> <p>中央公民館の往査時ヒアリングを行った結果、同公民館には投書箱がないとのことであった。他公民館では設置され利用者の声を吸い上げるようになっているが、中央公民館でも設置が望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>中央公民館では、これまで関係団体との協議等において、公民館運営や講座に対するご意見・ご要望等をお聞きしております。</p> <p>また、市民講座の受講生から最終日にアンケートをいただいたり、日々の受付業務においても、利用者の方からの意見に真摯に耳を傾けているところであります。</p> <p>そうしたことから、投書箱については、これまで、特段、館内で協議されておらず、設置には至らなかったところであります。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>当該意見を踏まえ、今後は、より多くの利用者の方からご意見、ご要望等をいただくことができるよう、受付に投書箱を設置したところであります。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局いわき総合図書館

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(83 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(蔵書点検 (棚卸) について)</p> <p>蔵書点検 (棚卸) については、年に 1 回書架にある書籍を対象に実施されている。左記点検 (棚卸) に関して、書庫 (自動システム) にある蔵書はシステム管理されているため実施対象外とされているが、書庫 (自動システム) にある蔵書数は書架にある蔵書数を超えており、また、定期的・計画的な現物確認は重要であり、循環棚卸等により定期的に棚卸を実施することが望ましい。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>自動出納書庫にある資料については、日常業務のなかの入庫及び出庫した際に、冊数チェックをして現物確認をしておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後において、自動出納書庫資料データの突合を実施することに加え、「貸出履歴抽出」ツールを活用して、貸出履歴のない自動出納書庫の資料一覧リストを出力し、現物の確認を計画的に実施していくこととします。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局いわき総合図書館

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(84 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(負担金及び交付金の計上区分について)</p> <p>現状、ラトブ管理組合に支払う施設管理費及び組合運営費について、毎期、経常的に発生する経費に関わらず臨時経費分に計上されている。左記の経費も大枠としては、施設管理費内に計上されているため特段の影響はないが、毎期、経常的に発生する経費であるため、経常経費分で計上することが望まれる。なお、平成 30 年度当初予算から経常経費分に計上することになった。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>ラトブ管理組合に支払う施設管理費及び組合運営費については、光熱水費や清掃、施設設備の保守・点検などの施設管理等に係る負担金であることから、各年度において予算の変動があり、弾力的な扱いが可能な臨時経費分としておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今回の監査を機に、ラトブ管理組合に支払う施設管理費及び組合運営費については、経常経費分として取り扱うこととし、平成 30 年度当初予算において計上区分を経常経費分に改めました。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局いわき総合図書館

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(84 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(購入した図書で一定期間貸出のないものの調査について)</p> <p>現状、図書館では過去その年度購入した図書で、一定期間貸出のないものの調査がされていない。限られた予算の中で図書購入額も制限される以上、上記のような調査を行い、選定方針・選書にその傾向を反映させていくことが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>貸出が一定期間ないかどうかの調査等を行ってはいたが、蔵書全体の把握はできておりませんでした。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今回の指摘を受け、「貸出履歴抽出」ツールを作成しました。</p> <p>これにより、貸出履歴なしの資料のリスト出力が可能となり、選書や除籍等の蔵書管理に反映できるようになりました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室いわき芸術文化交流館

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(132 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について (業務委託契約について)</p> <p>(1) いわき芸術文化交流館WEBサイト運用管理業務委託について</p> <p>その随意契約締結の理由として「開発元業者である」ことを掲げているが、当初の開発契約自体が随意契約によって締結されており、その理由は外部者にとってわかりにくく、次回も随意契約とされる場合は当初の理由も補完する形で記載することが望まれる。</p> <p>(2) いわき芸術文化交流館舞台運営サポート業務委託について</p> <p>設立当初から平成25年度まで、他に対応できる業者がないことを理由に、当該業者との随意契約により業務委託を継続してきたが、技術スタッフのレベル不足等を背景に、平成26年度より公募型プロポーザル方式を導入し公募してみると、他に1社が公募し、審査の結果、従前の業者とは異なる業者が初めて受託業者として選定されている。随意契約を行う際には慎重を期し、また、可能な限り競争入札、プロポーザル方式を導入し、委託業務の品質を確保することが望まれる。</p>		<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>(1) いわき芸術文化交流館 WEB サイト運用管理業務委託については、当初の開発契約の随意契約の経緯について触れておらず、運用管理業務委託自体の随意契約の理由は明確にしていたものの、それまでの経緯等、外部の方への分りやすさ等への配慮が不足しておりました。</p> <p>(2) いわき芸術文化交流館舞台運営サポート業務委託については、臨時増員への対応に係り、当館の勤務時間等の観点から、県内の事業者に限定すべきと、当初の公募時は判断しておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>(1) いわき芸術文化交流館 WEB サイト運用管理業務委託については、平成 30 年度契約において、随意契約を行うにあたり、その理由に、開発契約時点で随意契約を行った理由を補完する形で記載いたしました。</p> <p>(2) いわき芸術文化交流館舞台運営サポート業務委託については、平成 26 年度に公募型プロポーザルを導入して以降は、平成 28 年度、平成 30 年度についても、引き続きプロポーザル方式により広く公募を行い、技術力、継続力、繁忙期における応援体制、類似施設等での実績を総合的に判断し、事業者を選定することで、業務委託の品質確保に努めております。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室いわき芸術文化交流館

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(136 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(アウトリーチ活動の対象範囲拡大について)</p> <p>各分野のアーティストが市内の小中学校に向き、生の芸術を提供することにより、児童・生徒の感受性や創造性などを育むとともに、芸術文化への関心を高めることを目的としてアウトリーチ活動を行っている。</p> <p>しかし、小中学校以外での活動は、久之浜地区での落語会の開催等若干開催されている程度である。今後は、高齢者等来館できない人がいる施設等、アリオスの周知活動も兼ね対象を拡大することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>アウトリーチ活動について、開館当初は、公民館等でも実施していたが、震災後は、子どもの心のケアに重点を置くこととし、小中学校を中心に開催しているため、学校以外での開催は少なくなっております。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>現在、震災後の影響も徐々にやわらいできたことから、少しずつ、小中学校以外での活動も増やす方針として対応中です。平成 30 年度についても、一般の人を対象とした公民館での活動を少数ではあるが計画しております。</p> <p>平成 30 年度のプログラムはすでに決定しておりますが、平成 31 年度のプログラムは、これから当初予算編成に合わせて決定していくことから、さらに小中学校以外でのプログラムを盛り込んでいくこととします。</p>		

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 教育委員会事務局生涯学習課

監査の実施年度 (平成 29 年度)																													
意見または要望とする事項	検討内容等																												
<p>(61 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(公民館機械警備業務委託の入札額について)</p> <p>指名競争入札により、実績のある 6 者が入札に参加したが、各入札者の入札額の乖離が著しい。入札額は入札者の自由ではあるが、今回の場合、業務の性質から見てもそれほど差がつかないようにも思われ、このようなケースが散見されると、外部から見た場合、適切な入札行為・入札手続き等に疑義を抱かれる可能性もあり、入札者に事情を問い合わせする等して状況を把握しておくことが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>入札額は、警報機器の設置費のみならず、緊急要員を含む警備体制に係る経費などについて、入札者がその実情を踏まえ、各々の見積もりに従って決定しているものであり、各入札額に乖離が生じたものと考えます。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>当該入札については、適正に執行されたものであり、入札後に、次回の入札額に差異が生じないように働きかけることは、業者に不正な働きかけと疑義を抱かせてしまう懸念があります。また、市民からは、入札が操作できるものと思われてしまう懸念があります。</p> <p>このことから、事務局としては、入札後にその額等に関する問い合わせを行うのではなく、これまで通り、事前説明会や資料の配布、質問の受付等で対応したいと考えております。</p>																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">入札者</th> <th style="width: 15%;">順位</th> <th style="width: 20%;">入札額 (千円)</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td></td> <td>入札辞退</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">250,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">13,620</td> <td>落札者</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">66,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">32,640</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">26,760</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		入札者	順位	入札額 (千円)		A		入札辞退		B	5	250,000		C	1	13,620	落札者	D	4	66,000		E	3	32,640		F	2	26,760	
入札者	順位	入札額 (千円)																											
A		入札辞退																											
B	5	250,000																											
C	1	13,620	落札者																										
D	4	66,000																											
E	3	32,640																											
F	2	26,760																											

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 教育委員会事務局いわき総合図書館

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(82 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(いわき総合図書館等運営一部業務委託契約について)</p> <p>同業務委託は、公募型プロポーザル方式により、2 者が応募し内 1 者は辞退したため、最終的に 1 者のみが審査の対象となった。前回の応募者状況は 6 者で、これらが審査の対象となっていることを考えると、かなり形式的な選考結果となってしまっている。今回応募先が結果的に 1 者となってしまったことを踏まえ、次回は、募集の範囲、業務の内容、周知方法や募集期間等について十分に工夫検討することが望まれる。また、審査会の点数配分に関しても、「利用者サービスの向上」の配点が、「運営の基本方針」や「業務運営の理念」のそれと比較して予想以上に低いと考えられる点等があり、検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本業務委託については、平成 19 年度から公募型プロポーザルを活用しておりますが、平成 26 年度実施のプロポーザルでは、結果的に 1 者のみが審査対象となりました。</p> <p>また、審査会の点数配分については、平成 20 年度に業務委託の運用実績や他自治体の状況などを参考に見直してから変更しておりません。評価項目の配点では、「利用者サービスの向上」が 10 点、「業務運営の理念」が 10 点、「運営の基本方針」が 40 点となっております。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>今回の監査を受けた後で実施した平成 29 年度のプロポーザルでは、2 者の応募があり、2 者を対象に審査を行いました。</p> <p>審査の点数配分については、図書館運営に係るサービスが十分提供されるかという視点から、民間事業者の業務遂行能力を総合的に評価する必要があると考えており、今後、他自治体の状況等を参考に、適正な点数配分となるよう努めていくこととします。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 教育委員会事務局いわき総合図書館

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(82 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(図書の購入について)</p> <p>図書の購入に対し、「地元書店の振興と大量の図書資料を一括調達する必要から、発注方法として、市内書店による共同発注方式を採用することにより、契約の性質上、競争入札が困難であるため」を理由に随意契約を締結している。また、図書納入に際し、図書のコーティング費用やバーコードの貼付作業、IC タグの挿入作業等のいわゆる装備費が発生するが、それらは図書納入費(定価)に含まれているため本体額の実質的な値引きと考えられ、随意契約としても一定のコスト削減効果は実現しているものと考えられる。但し、最近では、上記の IC タグの挿入作業等装備費の範囲が拡大し、協同組合側の負担が増大しており、随意契約の理由の一つである「地元書店の振興」という点を鑑みれば、図書購入に際しての価格の再検討が望まれる。</p>	<p>〔当該事項が発生した原因〕</p> <p>図書の購入については、仕様書に「納品図書の装備の経費は、契約金額に含むものとする。」と記載して協同組合側へ提示し、見積依頼をし、いわき市書店協同組合から見積を徴収し、金額が決定されております。</p> <p>〔現行の事務処理を継続する理由〕</p> <p>装備と一体化しての図書購入により、図書館利用者に迅速に資料提供することを継続していくこととしたいと考えております。</p> <p>今後は、図書の購入における装備費の取扱いについては、他自治体の取引事例を参考としながら市財務規則の規定に基づき、適正な予定価格の設定に努めてまいります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 文化スポーツ室文化振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(99 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(常磐市民会館と常磐公民館の一体の業務委託について)</p> <p>市民会館については、基本的に指定管理者制度を導入しているが、常磐市民会館については、常磐公民館と建物が一体であること等から指定管理者による業務のうち、自家用電気工作物保安管理業務、樹木剪定等については、いわき市が直営で対応している。</p> <p>しかし、指定管理者による業務委託の範囲に含めた方が経費削減となる可能性もあり検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>指定管理業務へ移行する以前は、地域振興課等において所管されてきましたが、その際にも自家用電気工作物保安管理業務、樹木剪定等は常磐市民会館と常磐公民館に業務を分けることが困難であるとの理由から、常磐市民会館側の業務として行ってきた経緯があり、文化振興課の管轄に変更されてからも同様の取り扱いとしているためです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>常磐市民会館と常磐公民館は建物の一部及び敷地を共有しており、管理する敷地を区分することが困難であることから、業務においても明確に区分できないものについては、指定管理業務の範囲からは除くものとしております。担当部署の統一もしくは各施設の管轄を明確に区分する等の変更がない限りは、今後も継続して直営で行ってまいりたいと考えております。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 文化スポーツ室文化振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(100 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(指定管理者から提示される収支実績について(収支状況の作成))</p> <p>現在の収支状況は、各市民会館と運営事務に区分した収入内訳となっているが、支出は一括集計されている。本来、収入が区分されているのであれば、支出も区分した収支状況で報告を求め、各市民会館の収支状況、予算との乖離状況の把握、原因分析を行うことが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>費目別に算定することを基準としている様式であるため、市民会館別には算定しておりませんでした。また費目によっては、一括購入し、各市民会館に分配することとしているものもあるため、金額の配分が困難であるためです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>基本協定書に様式が定められているため、今後も継続して費目別で算定することとしますが、金額を市民会館毎に算定できるものに関しては、支出内訳を市民会館毎に区分して作成することとしました。</p> <p>また、次期の指定管理者の指定に際し、基本協定書の様式を見直すことは可能かどうか検討いたします。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 文化スポーツ室文化振興課 (いわき市立美術館)

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(115 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(美術館の修繕の状況について)</p> <p>美術館は昭和 59 年 4 月の開館より、平成 28 年度末で 33 年が経過しており、修繕に急を要すると考えられる項目が発生している。市の財政が厳しさを増す中、平成 29 年度の予算措置はいずれもなされていない状況である。美術品の損傷や故障等の発生は、所蔵品の資産価値や美術館運営に与える影響は大きく、財政課等と十分検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>荷物用・お客様用エレベーター、自動火災報知設備、監視カメラ、屋上防水などの館内外の設備において長期使用による劣化や不具合が生じており、いずれも緊急性が高いものであることから、毎年予算要求をしているものの、予算措置されるまでに至っておりません。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>事業運営を安全・安心に遂行するため、これらの設備の改修が必要であり、いずれも緊急性が高いものであるため、今後も修繕計画に基づき、予算の確保に努めて参ります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 文化スポーツ室文化振興課 (いわき市立美術館)

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(116 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(美術館の展示・収蔵スペース拡大と自主財源の確保について)</p> <p>平成 29 年 3 月末現在の所蔵品 2,260 点(内、購入品 987 点)に対し、年間通算での常設展示点数は 100 点強に止まっており、所蔵品回転率は低い状況である。美術館としては、市民へアピールを行い美術の普及度を上げるために年間 200 点程度の常設展示が望ましいと考えている。また、美術館内の収蔵スペース、特に彫刻等の収蔵庫が手狭であり、外部倉庫に保管料を支出している。このように美術館の展示・収蔵スペースの拡大が必要な状況であるが、前述の通り市の財政が厳しさを増す中で、美術館に向けられる予算も削減され、展示・収蔵スペースの拡大は困難な状況でもある。一方、所蔵品の取得価格総額は平成 29 年 3 月末現在 1,820,739 千円であり、取得後資産価格は増加している状況である。以上のような状況を鑑みれば、維持コストも含めた展示・収蔵スペース拡大の設備投資のため、条例等の改正も含め多方面から検討する必要はあるが、その一部売却による自主財源確保に向け検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>年々、収蔵品数が増えてきた一方で、収蔵スペースの拡張が不十分であったためです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>展示及び収蔵スペースを拡大していくことは、財源の問題等もあり、大きな課題となっておりますが、一方で、作品の一部売却による自主財源確保については、全国の公立美術館では同種の例を聞かないことから、慎重な検討が必要であると考えます。今後、展示および収蔵スペースの拡大を検討しつつ、拡大されるまでの期間については、企画展示室を使ったコレクション紹介などの工夫をしながら収蔵品の活用等に努めて参ります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 文化スポーツ室文化振興課 (いわき市立美術館)

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(117 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(歳入増加について)</p> <p>有料企画展の入場者数内訳推移に記載の通り、有料企画展の入場者数のうち減免対象となっている者が過去 5 年で 28%～49%で推移している。そのうち、高齢者 (いわき市在住の 65 歳以上) は過去 5 年で 15%～35%で推移している。企画展の内容によって来館者が大きく変動している状況がある一方で、企画展事業費は財源の制約を受けている状況がある。魅力的な企画展の開催を実施するためには財源の確保が必要となる状況において、現在常設展・企画展ともに無料とされている高齢者について、企画展については有料化することは財源の確保に寄与すると考えられ検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>高齢者の減免については、「いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例」に基づいて実施しているためです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>高齢者の企画展観覧料を有料化するには、当該条例の改正が必要ですが、改正に要する議会及び市民からの理解が得られるよう、十分な合意形成等を図ることが求められることから、社会情勢の変化や市民意識の動向等を注視しながら、高齢者の企画展観覧料の有料化に向けた検討の要否を見極めることとします。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 文化スポーツ室文化振興課 (いわき市立美術館)

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(117 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(行政財産貸付の有償化について)</p> <p>現在、美術館 1 階に出店している飲食店は、水道光熱費は負担しているものの、賃料は無償となっている。飲食店の設置を来館者向けのサービスの一環として位置付けて、無償とすることも考えられるが、美術館の来館者以外が飲食店に入店することも可能であり、また美術館の財源とするため、今後有償化することの検討が望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>いわき市行政財産使用料条例第 3 条第 3 号の規定及び平成 25 年 10 月 25 日付財政部通知「行政財産の使用許可における事務取扱いについて」に基づき、レストランあじさいから提出された、行政財産継続使用申請書及び確定申告書の写しにより、内容を審査した結果、赤字経営となっていることから、減免率を 100 分の 100 としております。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>上記の条例及び通知に基づき、事務取扱いを全庁的に統一していることから、当館単独での有償化は困難であると考えます。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 文化スポーツ室文化振興課 (いわき市立美術館)

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(117 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(来館者数増加について)</p> <p>来館者増加に向け以下の検討を行うことが望まれる。</p> <p>① 児童向け企画展の開催</p> <p>平成 28 年度において児童向け企画展を開催しなかったことにより入場者数が大きく減少したことや、美術の普及に努めるといふ基本方針を鑑みると、若い世代の来館を促すことは、美術の関心を高めることにつながると考えられるとともに、父兄の来館動機の増加にもつながり、来館者増加の効果が大きいものと考えられる。そのため、夏休みなど児童の来館が見込まれる時期に、児童向け企画展を定期的で開催することが望ましいと考える。</p> <p>② 学校向け対応について</p> <p>現在、美術館は各小中学校に働きかけて、来館してもらう活動を行っている。しかし、来館した学校をリスト化した上で未来館の学校を峻別し、そこにターゲットを絞って積極的な働きかけを行うことはしていない。したがって、リストを整備した上で目標の学校を設定し、教育委員会等を通して各学校に働きかけてもらうことも来館者増加に繋がるものと考えられる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>①については、平成 27 年度は子どもから大人までに人気がある「ぐりとぐら展」の開催により、多数の入場者がありましたが、平成 28 年度は知名度が高く人気の企画展の開催がなかったため、入場者数が大きく減少したことによるものです。</p> <p>②については、有料企画展の入場者数のうち児童生徒等の入場者数が、平成 28 年度は平成 27 年度より大きく減少したことによるものです。来館しない学校の理由はさまざまであり、美術館と学校との距離、担当の先生の熱心さや興味、学校の事業の都合等があります。未来館という選別では働きかけたとしても効果的とは考えられないため、全学校に働きかけております。</p> <p>③については、現在、来館者に対してはアンケート等を通じてそのニーズを把握しておりますが、一般市民向けのアンケート調査は実施しておりません。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>①については、平成 29 年度の夏休み期間中に開催した企画展「魔法の美術館展」においては、歴代 4 位となる 24,975 人の入場者がありました。</p> <p>また、平成 30 年度は 4 月 14 日から 5 月 27 日に開催した「エリック・カール展」において、歴代 2 位の記録となる 36,358 人の入場者があ</p>

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>③ その他来館者増加策について</p> <p>現在、一般市民向けのアンケート調査は行われてはいない。来館者増加に向けて、各種活動のアピールも絡めて、特に美術館の利用度が低いと考えられる層を中心として、アンケートを実施しそのニーズを把握した上で、今後の運営方針を検討し、来館者増加に繋げることが望まれる。</p>	<p>りました。</p> <p>今年度においては、夏休み期間中に企画展「美術館に行こう！展」を開催し、世界的に著名なキャラクター「ミッフィー」の生みの親である絵本作家 ディック・ブルーナを紹介することとしており、今後も時宜に応じて、子どもから大人まで楽しめる企画展を開催して参ります。</p> <p>②については、平成 30 年度 4 月の企画展「エリック・カール展」の開催においては、前年度中に市内各小中学校に当該企画展の開催を通知したことにより、多くの小中学生が学校行事で来館したところです。次年度以降も 4 月開催の企画展については早期に市内各小中学校に通知することで、来館者数の増加に繋げて参ります。</p> <p>③については、一般市民向けのアンケート調査の実施については、有効な実施手法について十分な調査・検討を要するものと考えられることから、当面、現行の来館者向けアンケートの実施を継続して参ります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 文化スポーツ室いわき芸術文化交流館

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(135 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(嘱託職員の給与体系について)</p> <p>アリオスでは、専門スタッフを嘱託職員として雇用している。嘱託職員とは言え、市の職員に準じ、市の給与改定の影響を受ける状況にあるが、給与減額による人材流出防止のため、特別調整額により市職員の給与改定の影響を緩和している状況にある。</p> <p>しかし、市の給与改定の影響に特別調整額で対応するのではなく、専門スタッフである嘱託職員に対しては、独自の評価基準と給与テーブルを定め、その評価基準に基づき賃金が支払われることの方が明瞭であると考えられるので、検討を望む。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当館の嘱託職員の給料表は、市の一般的な嘱託職員とは別に、独自に規定しているものですが、その元となっているのは市職員の平均給料であるため、市職員の給与改定の影響を受けるものです。舞台関係の業界では、人材不足が続いており、人材流出防止の意味もあって、現給を保障する範囲での特別調整額による対応を行ってきました。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>当館の嘱託職員の給与については、職員課との協議により決定されるものであり、予算上、総額を枠内に収める考えで行っております。その枠内での定期昇給を可能とする新たな給与体系を以前から模索しており、それに合わせて現在の特別調整額は廃止することを検討しておりますが、市の嘱託職員である以上、市職員の給料との間である程度の整合性は必要であると考えております。</p> <p>現在、嘱託職員に係る評価としては、雇用更新に係る人事評価を行っており、昇給年度に更新となれば、評価基準クリアによる昇給と捉えることもできるかもしれませんが、能力給のようなシステムの採用は、評価基準や現在の総枠の考え方を考慮すると採用は難しいと考えております。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 文化スポーツ室いわき芸術文化交流館

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(136 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(行政財産の貸付の有償化について)</p> <p>現在、アリオスの 1 階に出店している物販店及び飲食店に対しては、水道光熱費は負担しているものの、賃料は無償となっている。賃貸は、アリオスから PFI 事業者へ、PFI 事業者から物販店及び飲食店への転貸形式となっているが、オープンする前の平成 19 年に契約が締結され、期限は PFI 事業契約終了までとなっている。当初、市と PFI 事業者側でリスク負担等が話し合われる中で無償となった経緯もあるが、アリオスの来館者以外が入店することも可能であり、またアリオスの収入源確保のため、今後有償化することの検討が望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>テナント賃料については、建設当初の PFI 契約の検討の際、「市場性、立地条件、施設の性格等から推測すると、行政財産使用料条例に準じた賃料の設定では、入居するテナントがないことが懸念されること」や、「賃料が過大な負担となり、テナントが頻繁に入れ替わるような状態は好ましくないこと」に配慮し、そうした状況を回避するため無償とした経緯があります。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>当該テナントの賃料については、PFI 事業契約によって平成 34 年度まで無償とする契約となっており変更することは困難です。</p> <p>なお、平成 35 年度以降の運営体制については、PFI 契約を継続するかどうかも含め、まだ方針が決定しておりません。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 文化スポーツ室スポーツ振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(154 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(指定管理者選定における公募について)</p> <p>各施設の直近の指定管理者選定時の応募者数が、上荒川公園及び公園内体育施設並びに常磐地区体育施設では 1 団体、また、その他新舞子体育施設を除いた各地区体育施設でも 2 団体と低調である。指定管理者は選定委員会の審査を経て選定されており、求められるサービス水準を行える団体であると考えられるが、平成 29 年度のスポーツ推進審議会の会議録では、審議会委員より「指定管理者は、指定管理料の範囲内で業務を行っており、利用者を増やす・お金を生み出すなど体育館の魅力を高める工夫が足りないように思われる。指定管理者において、体育施設に人を呼び込むような企画・運営なども実施できるような方策を検討していく必要がある。」との発言もなされている状況でもある。</p> <p>平成 15 年地方自治法の改正により、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的として指定管理者制度が創設されたことに鑑みれば、今後、さらにその目的を達成できるより水準の高い団体が応募してくるよう募集の範囲、業務の内容、周知方法や募集期間等について十分工夫検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>指定管理者の公募につきましては「いわき市指定管理者制度に関する事務処理要領」に基づき、募集要領及び業務仕様書を公表するとともに、説明会の開催や市ホームページ等により広く周知を図り、指定管理者を選定しています。</p> <p>各体育施設につきましては、利用者に対して安価で公平なサービスを提供するため、指定管理者に管理運営に必要となる経費を支払い、施設の使用料は市の収入とする徴収委託方式により管理しているため、指定管理料が固定であり、利用者増加による利益還元がない状況にあることから、指定管理者の応募者数が低調となっています。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>指定管理の方式につきましては、体育施設利用者に対し安価で公平なサービスを提供するため、徴収委託方式を採用しており、当該方式から、施設の利用料金を指定管理者の収入とすることができ、自主的な経営努力を促すことができる利用料金方式に変更することは、各体育施設において、使用料の減免を行っていることから困難な状況にあります。</p> <p>また、指定管理者の公募の方法については、これまでどおり、「いわき市指定管理者制度に関する事務処理要領」に基づき、全庁的な統一基準で実施することとします。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 文化スポーツ室スポーツ振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(154 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(「いわき市スポーツ推進基本計画」における施策の達成度を測る指標について)</p> <p>「いわき市スポーツ推進基本計画」に記載の通り、市は基本目標・基本方針を定め、施策の展開を図る上で、達成度を測る指標を設定している。特に以下の点については検討が必要と考える。</p> <p>① 生涯スポーツの推進の指標 (スポーツ実施率)</p> <p>市は、スポーツに親しみながら健康で豊かな生活を送ることができる社会の実現のため、生涯スポーツの推進に力を入れ、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率に関し、計画時の数値 39.2%を平成32年度の計画終了時までで 65.0%以上とすることを目標としている(計画時の数値は、平成21年6月の福島県が実施した各市町村に対する「県民の運動・スポーツに関する実態調査のお願い」(福島県在住の満20歳以上の人の中から無作為に2,000名抽出)による調査でのいわき市市民のデータである。また、平成32年度の数値は、国のスポーツ基本計画の目標値(成人の週 1 回以上のスポーツ実施率)をもとにしている)。</p> <p>市は、スポーツ実施率に関して平成31年度に行われる県の調査を活用し、その結果を次回計画に反映させるものとし現状把握していない。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>いわき市スポーツ推進基本計画における成果指標につきましては、国のスポーツ基本計画における週 1 回以上のスポーツ実施率の目標値や計画策定時点において設立が見込まれていた総合型地域スポーツクラブ数、震災により落ち込んだ本市の交流人口の回復を見据えた合宿誘致数等により設定したのですが、計画策定以降、当該成果指標の達成状況の定期的な確認を行っていなかったものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>現行のいわき市スポーツ推進基本計画の計画期間は平成 32 年度までであり、今後、平成 33 年度以降を対象とする新たな計画の策定事務を進めていくこととしていますので、当該計画の内容を検討していく中で、現行の成果指標の検証に加え、次期計画で採用する成果指標の種類やその確認方法などの事業評価に係る具体的な手法などについて十分に検討し、検証可能な目標を設定したいと考えております。</p>

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>しかし、市の基本計画は平成26年度から平成32年度までの7年間と長期にわたり、市民の高齢化が進展する中においては、市としても実態調査を行った上でその後の施策展開、指標値達成に努めることが望まれる。</p> <p>② 生涯スポーツの推進の指標（総合型地域スポーツクラブ数）</p> <p>スポーツ実施率を高める一つの施策として、総合型地域スポーツクラブの育成支援を掲げ、平成25年度6箇所から平成32年度の計画終了時まで9箇所とすることを目標としているが、現在まで増加していない。</p> <p>現在、市内6クラブで構成する「いわき地区総合型スポーツクラブ連絡協議会」が実施するイベントに補助金を支出して市民への周知活動に努めているが、地区体育協会等とも連携しながら、より積極的な活動を行うことが望まれる。</p> <p>③ スポーツ交流の推進の指標</p> <p>交流人口の拡大、地域活性化及び復興の姿を発信していくことを目的として、各種スポーツ大会等の開催や、スポーツ交流の推進の施策が採られ、達成度を測る指標としてスポーツ・コミッション等による合宿誘致団体数を平成24年度の10団体から平成32年度の計画終了時まで100団体にすることを目標としているが、現在24団体にとどまっている。</p> <p>市の認識は、現状達成困難とのことであるが、今後は、現状から見て実現可能な数値を設定した上でその後の施策展開、指標値達成に努めることが望まれる。</p>	

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 文化スポーツ室スポーツ振興課

監査の実施年度 (平成 29 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(155 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(市民運動場使用における使用料徴収について)</p> <p>スポーツ振興課の所管する施設として 38 施設あり、大部分の施設ではその使用に関し使用料を徴収しているが、各地区の市民運動場に関しては夜間照明設備使用料を除いては徴収されていない。市の財政が厳しい中、使用料徴収の検討が望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>市民運動場については、市民の皆様が気軽にスポーツに親しむための身近な運動施設であり、また、建物等がなく、維持管理経費が少なく管理できる施設のため、使用料を徴収せず、維持費が高い夜間照明設備に係る使用料のみ徴収しているところです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>市民運動場は、市民一人ひとりが日常生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で明るく活力に満ちた生活を送るために重要な施設であり、引き続き、気軽にスポーツに親しむことができる環境を提供していくため、夜間照明設備に係る使用料のみ徴収することとします。</p>